

国民健康保険の海外転入者の高額療養費に係る自己負担限度額区分等の適用誤りについて

1 概要

国民健康保険の高額療養費の自己負担限度額区分及び入院時食事療養費の自己負担額区分については、1月1日時点において、日本国内に住所を有しなかった被保険者（海外転入者）の場合、所得が0円の場合であっても「住民税非課税世帯」の区分とせず、「住民税課税世帯」の区分を適用することが国民健康保険法施行令に規定されています。

しかしながら、1月1日時点で日本国内に住所を有しない海外転入者がいる世帯の高額療養費自己負担限度額区分等について、法令に対する解釈を誤って「住民税非課税世帯」の区分を適用したため、高額療養費及び入院時食事療養費の過支給が生じたものです。

2 対象世帯及び金額

2世帯143,535円

※時効（5年）分を除く。

3 対応

適用誤りがあった世帯については、正しい区分に修正しております。

過支給があった世帯については、謝罪・説明の上、過支給分の返還をお願いします。

4 再発防止策

この度の適用誤りは法令解釈を誤ったことにより生じたものであり、今後、法令解釈についてマニュアルの再整備を行うとともに、システム入力時のダブルチェックを徹底し、再発防止に努めてまいります。